

大川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大川市立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度の目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、企業・団体・個人事業主等がPR(広告)活動及び社会貢献活動の一環として大川市立図書館(以下「図書館」という。)に雑誌を提供することにより、図書館における雑誌購入のための財源を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、企業・団体・個人事業主等が一つ又は複数の雑誌を購入し、それを図書館に提供することに伴い、図書館は提供された雑誌の最新号のカバー及び雑誌架に提供元である企業・団体・個人事業主等(以下「雑誌スポンサー」という。)の名称等の広告を掲載することにより行う。

(雑誌スポンサーの対象者)

第4条 雑誌スポンサーとなることができる者は、企業・団体・個人事業主等、又はこれに類するもので、次の各号に規定する業種または事業者該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種

(2) たばこに関する業種

(3) ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。)に関する業種

(4) 占い又は運勢判断に関する業種

(5) 債権取立て、示談引受け等に関する業種

(6) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者

(7) 興信所・探偵事務所等を営む事業者

(8) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者

(10) 各種法令に違反している事業者

(11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

- (12) 大川市より指名停止等措置を受けている事業者
- (13) 市税等を滞納している事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当と認められないもの

(雑誌スポンサーの申込み)

第5条 雑誌スポンサーになろうとする者は、図書館が指定する「雑誌リスト」の中から提供しようとする雑誌を選定し、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に、次に掲げる資料を添付して大川市立図書館長（以下「館長」という。）に申込みものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の図案および原稿
 - (2) 会社のパンフレット等、雑誌スポンサーになろうとする者の概要がわかる書類
 - (3) その他雑誌スポンサーの決定に関し、館長が必要と認めるもの
- 2 雑誌スポンサーになろうとする者が、「雑誌リスト」に掲載している雑誌以外の雑誌の提供を希望する場合は、館長が図書館資料として適当と認めたものに限り提供可能とする。

(雑誌スポンサーの選定)

第6条 館長は、前条第1項に規定する申込みがあったときは、この要綱に定める基準に基づき申込み内容を審査し、承諾の可否を決定するものとする。この場合において、同一雑誌に複数の申込みがある場合は、先着順により審査・決定する。

2 館長は、前項の規定により承諾の可否を決定したときは、雑誌スポンサー申込み結果通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(広告の規格、表示方法)

第7条 雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「スポンサー誌」という。）の最新号のカバーの表面及び雑誌架に掲示する雑誌スポンサー名等の表示は、図書館が作成し貼付する。

2 スポンサー誌のカバーの裏面の広告は、そのカバーに収まる大きさの片面印刷物とし、雑誌スポンサーが作成する。

3 スポンサー誌の雑誌架における配架位置は、館長が決定する。

(広告内容の掲載基準)

第8条 前条第2項により雑誌スポンサーが作成する広告内容は、図書館の公共性、品位及び信頼性を損なう恐れがなく、市民及び利用者に不利益を与えることがないもので、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの、またはその恐れがあるもの

- (3) 基本的人権や他者の権利等を侵害するもの
 - (4) 政治性、宗教性があるもの
 - (5) 意見広告、個人的宣伝
 - (6) 虚偽であるもの、または誤認される恐れがあるもの
 - (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (8) 個人の名刺広告
 - (9) 比較広告
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、大川市が定める他の広告掲載基準等に照らして広告内容が適当でないもの
- 2 雑誌スポンサーは広告内容について、あらかじめ図書館に提出し、協議しなければならない。

(広告内容の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、広告内容の変更を希望する場合は、雑誌スポンサー広告内容変更届(様式第3号)に、変更後の広告の図案を添えて館長に提出し、承諾を得なければならない。

- 2 広告内容は、原則として掲載した日から3か月間に変更することができない。ただし、広告の内容が事実と相違する場合はこの限りでない。

(広告掲載期間等)

第10条 広告の掲載期間は、原則年度単位とし、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中からの申込みは、雑誌スポンサー申込み結果通知書による承諾の通知がなされた日の属する月の翌月の1日から、当該年度の最終日(3月31日)までとする。

- 2 前項に規定する期間が満了する2か月前までに、雑誌スポンサーから雑誌提供中止届(様式第4号)等の書面による解約の意思表示がない場合は、自動的に広告掲載期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(スポンサー誌の提供方法等)

第11条 スポンサー誌の提供は、雑誌スポンサーが書店等に発注し、その書店等が直接図書館に当該雑誌を納入することにより行う。

- 2 スポンサー誌が休刊又は廃刊になった場合は、館長と協議のうえ、雑誌スポンサーの中止、又は別の雑誌に振り替えてスポンサー誌を提供することができる。
- 3 書店等への雑誌代金・送料の支払いなど、スポンサー誌の提供にかかる費用については、すべて雑誌スポンサーの負担とする。

(スポンサー誌の所有権)

第 12 条 スポンサー誌の所有権は、大川市に帰属するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第 13 条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容についての一切の責任を負うものとする。

2 雑誌スポンサーは、雑誌スポンサーの決定を受けた権利を第三者に譲渡してはならない。

3 雑誌スポンサーは、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合（市の責めに帰すべき理由による場合を除く。）は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決しなければならない。

(雑誌提供の中止の届出)

第 14 条 雑誌スポンサーは、スポンサー誌の全部または一部の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の 2 か月前までに雑誌提供中止届により館長に通知しなければならない。

(雑誌スポンサーの中止・取消し)

第 15 条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項の決定を取り消すことができる。この場合において、雑誌スポンサーに生じた損害に対して館長は一切責任を負わないものとする。

(1) 雑誌スポンサーが、前条によるスポンサー誌の全部の提供の中止を届け出たとき

(2) 雑誌スポンサーが、第 4 条各号に該当することが明らかになったとき

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、館長が広告を掲載させることが適当でないと認めたとき

2 前項の規定により決定を取り消すときは、雑誌スポンサー取消し通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。